

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・軽自動車税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に基づき、軽自動車税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 軽自動車税申告書等の受付事務 (1) 陸運支局で受付 二輪の小型自動車については、陸運支局で軽自動車税申告書(以下「申告書」という。)の受付を行う。 (2) 全国軽自動車協会連合会熊本事務所(以下「軽自協会」という。)で受付 軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽引車両については、軽自協会で申告書の受付を行う。 (3) 本市で受付 (1)、(2)以外の軽自動車(原付、小型特殊)は本市で申告書の受付を行う。</p> <p>(1)、(2)について、本市で課税するため申告書の複製を受領し、車両台帳を最新化する。 また、課税保留の申立、課税免除、減免の申請の受付を行う。</p> <p>2. 当初賦課事務 (1) 4月中旬までに賦課期日時点までの申告書内容及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)からの初度検査年月を含む車両データを車両台帳に反映する。 (2) 課税保留の申立、課税免除及び減免の申請内容を審査・決定し、その内容を車両台帳に反映する。 (3) 車両台帳から課税台帳と納税通知書を作成する。 (4) 作成した納税通知書を封入封緘し、納税義務者へ送付する。</p> <p>3. 賦課更正事務 当初賦課以降に賦課期日以前に車両に異動のある申告書を受領した場合や、課税保留の申立、課税免除および減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更し、新規に課税する場合は納税通知書を作成し、納税義務者へ送付する。</p> <p>4. 転出者への定置場変更通知事務 転出した納税義務者に対し、定置場変更手続きに関する通知を送付する。</p> <p>5. 統計資料作成事務 調定表及び課税状況調を作成する。</p> <p>6. 証明書発行事務 車検用納税証明書、軽自動車税課税台帳等記載事項証明書(以下「記載事項証明書」という。)を発行する。</p> <p>7. 徴収事務 (1) 収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理する。 (2) 滞納整理(督促状・催告書発送業務) 軽自動車税を賦課した納税義務者のうち、納期限までに軽自動車税を完納しない場合は、滞納整理を行う(納期限後30日以内に督促状を発送する。また、以降も完納しない場合は、催告書を発送する。) (3) 滞納処分 督促状発送後においても完納しない場合は、滞納処分を行う。 (4) 調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関と、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。</p>
③システムの名称	①軽自動車税システム(税務システム内) ②宛名システム(税務システム内) ③収納システム(税務システム内) ④滞納整理システム ⑤庁内連携システム ⑥団体内統合宛名システム ⑦中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課・徴収情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項別表第24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部市民税課、納税課

②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市財政局税務部市民税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2181 熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2204

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p><選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 1 ②事務の概要【賦課業務詳細】①文中	窓口20ヶ所	窓口13ヶ所	事後	組織変更に伴う窓口数変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 5 ①部署	財政局課税管理課、納税課	財政局税務部課税管理課、納税課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 5 ②所属長	課税管理課長 堀 國隆、納税課長 松崎 大成	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	事後	異動に伴う変更のため、重要事項には該当しない
平成30年3月26日	I 7.請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 8.請求先	熊本市財政局課税管理課 熊本市財政局納税課	熊本市財政局税務部課税管理課 熊本市財政局税務部納税課	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年3月26日	II 1.いつ時点の計数か	平成26年12月15日時点	平成29年8月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年3月26日	II 2.いつ時点の計数か	平成26年12月15日時点	平成29年8月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年7月31日	I 5 ②所属長	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	課税管理課長 藤本 弘明、納税課長 岩橋 功二	事後	異動に伴う変更のため、重要事項には該当しない
平成30年7月31日	II 1.いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年7月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年7月31日	II 2.いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年7月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和1年6月26日	I 1. ②事務の概要	課税管理課	市民税課	事後	組織変更に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	I 5. ①部署	財政局税務部課税管理課、納税課	財政局税務部市民税課、納税課	事後	組織変更及び人事異動に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	I 5. ②所属長の役職名	課税管理課長 藤本 弘明、納税課長 岩橋 功二	市民税課長、納税課長	事後	組織変更及び新様式への変更に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	I 8. 連絡先	熊本市財政局税務部課税管理課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2195 熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2204	熊本市財政局税務部市民税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2181 熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2204	事後	組織変更に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	IV リスク対策		IV追加	事後	新様式への変更
令和2年7月31日	I 1 ①事務の名称	軽自動車税の賦課・徴収事務	軽自動車税に関する事務	事後	文言整理による変更
令和2年7月31日	I 1 ②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち軽自動車税の賦課・徴収に関する事務又は軽自動車税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)(注)に関する事務であって主務省令で定めるもの【概要】 【賦課業務詳細】 【徴収業務詳細】	【業務全体概要】 地方税法等の法律に基づき、軽自動車税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。 1. 軽自動車税申告書等の受付事務 2. 当初賦課事務 3. 賦課更正事務 4. 転出者への位置場変更通知事務 5. 統計資料作成事務 6. 証明書発行事務 7. 徴収事務	事後	文言整理による変更
令和2年7月31日	I 1 ③システムの名称	①軽自動車税システム(収納を除く) ②共通基盤 ③住民基本台帳ネットワークシステム ④税収納管理システム ⑤税収納支援システム	①軽自動車税システム(税務システム内) ②宛名システム(税務システム内) ③収納システム(税務システム内) ④滞納整理システム ⑤庁内連携システム	事後	実態調査による変更
令和2年7月31日	II 1.いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	定例見直しに伴う変更であるため
令和2年7月31日	II 2.いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	定例見直しに伴う変更であるため
令和3年3月2日	I 1 ③システムの名称	①軽自動車税システム(税務システム内) ②宛名システム(税務システム内) ③収納システム(税務システム内) ④滞納整理システム ⑤庁内連携システム	①軽自動車税システム(税務システム内) ②宛名システム(税務システム内) ③収納システム(税務システム内) ④滞納整理システム ⑤庁内連携システム ⑥団体内統合宛名システム	事後	実態調査による変更
令和3年12月28日	II 1.いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月28日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和3年12月28日	II 2.いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月28日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和5年3月15日	II 1.いつ時点の計数か	令和3年12月28日時点	令和5年2月27日時点		
令和5年3月15日	II 2.いつ時点の計数か	令和3年12月28日時点	令和5年2月27日時点		
令和5年8月17日	II 1.いつ時点の計数か	令和5年2月27日時点	令和5年7月1日時点		
令和5年8月17日	II 2.いつ時点の計数か	令和5年2月27日時点	令和5年7月1日時点		
令和6年7月23日	II 1.いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年7月23日	II 2.いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年7月26日	I 3.法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)(注)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項別表第24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境課税と税に関する法律又は特別法人事業型及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)(注)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条		